

国民健康保険制度の国庫負担増額を強く求める意見書

国民健康保険は、1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

国民健康保険には、被用者保険の事業主負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めている。1984年までは「かかった医療費の45%」が国庫負担であったが徐々に引き下げられ、さらに事務負担金の国庫補助が廃止されるなど、現在では、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は3割以下に減っている。このことが大きく影響して、国民健康保険料が上がり、払いたくても支払いが困難となっている世帯が増えている。

保険料負担率は、国民健康保険が9.9%に対して、協会けんぽが7.6%で、組合健保が5.7%である。保険料負担率を被用者保険並みに引き下げよう全国知事会が1兆円の国庫負担増額を求めている。

来年度から、国民健康保険の都道府県単位化にあたって、国は保険者支援制度の拡充など財政支援を1700億円増額するが、求められている水準から比べると不十分である。

よって、本市議会は、国の責任で国民皆保険制度を支えるべきであることから、国民健康保険制度の国庫負担増額を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月26日

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 殿
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

座間市議会議長 京 免 康 彦